

日医発第1086号（保194）
平成19年2月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について

平成19年1月19日厚生労働省告示第4号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、ケタミン（ケタミンを含有する医薬品としてケタラール筋注用500mg、ケタラール静注用200mg）が、麻薬と同種の有害作用を有すること及び同種の濫用のおそれが確認されたことから、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」（平成18年3月23日 政令第59号）をもって、新たに麻薬として指定されたことに伴い名称が変更されたもの、及び薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準に収載希望のあったエイズ関連薬等2成分2品目を薬価基準の別表に第14部追補（10）として緊急的に収載したものであります。

同時に、同日付保医発第0119001号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、「ドキシル注20mg」について、下記のとおり示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ドキシル注20mg

本薬剤の特殊性にかんがみ、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱

いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

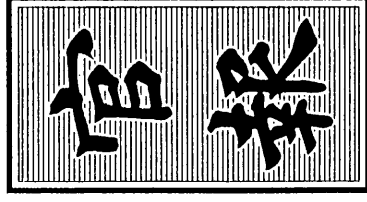
以上

(添付資料)

1. 官報（平 19. 1. 19 第 4505 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平 19. 1. 19 保医発第 0119001 号厚生労働省保険局医療課長通知）

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成 19 年 1 月承認分）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働四)

○厚生労働省告示第四号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第2部注射薬中「ケタラール筋注用500mg」を「㊦ ケタラール筋注用500mg」に、「ケタラール静注用200mg」を「㊧ ケタラール静注用200mg」に改める。

別表に第14部として次のように加える。

品名	第14部 注 射 薬	補 規 格	(10) 単 位	薬 価 円
アリムタ注射用500mg	(あ)		500mg 1 瓶	240,649
ドキシル注20mg	(と)		20mg10mL 1 瓶	97,488

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成19年1月19日付け厚生労働省告示第4号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」(平成2年8月1日政令第238号)の一部改正が平成18年3月23日に公布され、「二(二クロロフェニル)一二(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」が平成19年1月1日より麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)別表第一第75号の規定に基づく麻薬に指定されたことから、薬価基準の別表の収載品(注射薬2品目)について名称変更したものであること。
- (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(注射薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,930	3,970	2,641	37	14,578

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ドキシル注20 mg

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

別表の品名を変更するもの

No	現行収載名	変更収載名
1	注射薬 ケタラール筋注用500mg	Ⓜ ケタラール筋注用500mg
2	注射薬 ケタラール静注用200mg	Ⓜ ケタラール静注用200mg

別表に追加するもの

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	注射薬 アリムタ注射用500mg	ペメトレキセドナトリウム水和物	500mg 1 瓶	240,649
2	注射薬 ドキシル注20mg	ドキソルビシン塩酸塩	20mg10mL 1 瓶	97,488

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別)

新医薬品 (平成十九年一月承認分)

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
1 注422	アリムタ注射用500mg (日本イーライリリー)	500mg1瓶	ペメトレキセド ナトリウム水和物	シスプラチンとの併用において、通常、成人にはペメトレキセドとして、1日1回500mg/m ² (体表面積)を10分間かけて点滴静注し、少なくとも20日間休薬する。これを1コースとし、投与を繰り返す。なお、年齢、症状又は副作用の発現に応じて適宜減量する。
(効能・効果) 悪性胸膜中皮腫				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
2 注423	ドキシル注20mg (ヤンセンファーマ)	20mg10mL1瓶	ドキソルビシン 塩酸塩	ドキソルビシン塩酸塩として20mg/m ² を1mg/分の速度で静脈内投与する。これを1コースとして2~3週ごとに投与する。 なお、年齢、症状により適宜減量する。
(効能・効果) エイズ関連カポジ肉腫				